入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本業務に係る入札は当該業務の予算示達がなされることを条件とするものである。

平成26年3月27日

支出負担行為担当官

沖縄防衛局長　武田　博史

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　47

○第15号

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務の名称　シュワブ（H25)地質調査(その２）

⑶　業務内容　本業務は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る地質調査及び磁気探査を行うものである。

①　地質調査　一式

②　磁気探査　一式

⑷　履行期限　平成26年11月30日

⑸　本業務は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、技術提案の履行を含め、契約の内容に適合した履行確保を厳格に評価するために、「履行確実性」の審査を追加し、その結果を評価に反映させる試行対象業務である。

⑹　本業務は、資料提出及び入札等を紙により行う。

⑺　本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。

⑻　本業務は、落札者の入札価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第85条の規定に基づいて作成された基準を下回る場合において、業務の品質確保を図ることを目的として、受注者の負担において第三者履行確認を義務付ける試行対象業務である。

2　競争参加資格

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない。

⑵　装備施設本部長から測量・建設コンサルタント等業務の「地質調査」又は「土木」に係る一般競争（指名競争）参加資格で「A」の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望している（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けている。)。

⑶　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。)提出期限の日から開札の時点までの期間に、沖縄防衛局長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達)」(施本第1605号（ＣＣＰ)。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けている期間中でない。

⑷　次に示す同種又は類似業務について、元請けとして平成15年４月１日から入札公告日までに完了又は引渡しが完了した業務の実績を有する。

・同種業務：海上における土質調査（機械ボーリング）の業務を履行した実績

・類似業務：土質調査（機械ボーリング）の業務を履行した実績

なお、当該実績が平成16年４月１日以降に契約した地方防衛局、地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。)又は装備施設本部（以下「地方防衛局等」といい、旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の業務に係るものにあっては、業務成績評定通知書の業務評定点（以下「評定点」という。)が65点未満のものを除く。

⑸　入札に参加を希望する者の間に資本関係又は人的関係がない（基準に該当する者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。詳細は入札説明書による。

⑹　次の基準をすべて満たす技術者を配置できる。

・配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、次の㋐から㋓に示す条件をすべて満たす者である。

㋐　地質調査技士又は技術士（建設部門）の資格を有する者

㋑　平成15年４月１日から入札公告日までに完了又は引渡しが完了した業務のうち、次に示す同種又は類似業務においての経験を有する。

・同種業務：海上における土質調査（機械ボーリング）の業務を履行した実績

・類似業務：土質調査(機械ボーリング）の業務を履行した実績

なお、当該経験が平成16年４月１日以降に契約した地方防衛局等の業務に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。

㋒　平成26年３月27日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。)が４億円未満かつ10件未満である。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

㋓　入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

⑺　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でない。

3　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本業務の評価項目は、次のアからオとし、詳細は入札説明書による。

ア　企業の実績及び能力

イ　配置予定管理技術者の経験及び能力

ウ　配置予定担当技術者の経験

エ　業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

オ　評価テーマに対する技術提案

⑵　総合評価の方法

ア　評価値の算出方法　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、「価格評価点」と「技術評価点」の合計を評価値（以下「評価値」という。)として付与する。

イ　価格評価点の算出方法　価格評価点の算出方法は、以下のとおりである。

価格評価点の満点は30点とし、算出方法は以下のとおりとする。

価格評価点＝30点×（１－入札価格／予定価格）

ウ　技術評価点の算出方法　技術提案書の内容に応じて次に示す評価項目ごとに評価を行い、技術評価点を付与する。

配置予定技術者については、ヒアリングを行う。

㋐　企業の実績及び能力

㋑　配置予定管理技術者の経験及び能力

㋒　配置予定担当技術者の経験

㋓　業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

㋔　評価テーマに対する技術提案　技術評価点の満点は60点とし、算出方法は以下のとおりとする。

技術評価点＝60点×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

⑶　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び⑴アからオをもって入札し、入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。)の制限の範囲内であるもののうち、⑵によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

⑷　実施上の留意点　受注者より提出された「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「評価テーマに対する技術提案」については、業務完了後において履行状況の検査を行う。

受注者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合は、ペナルティとして、評定点を減ずることとし、最大10点の減点とする。